

小牧市病院事業告示第 1 号

平成 24 年小牧市病院事業告示第 1 号（小牧市民病院の細目料金。以下「告示」という。）の特例を次のように定め、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日

小牧市病院事業管理者 谷 口 健 次

小牧市民病院が公益財団法人愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）と締結する覚書（以下「覚書」という。）第 6 条の規定に基づき、大会患者に係る医療費を組織委員会に請求する場合における小牧市病院事業の設置等に関する条例（昭和 42 年小牧市条例第 4 号）第 11 条第 1 項第 1 号に規定する料金の額は、告示 1 の表上記以外の場合の項の規定にかかわらず、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定めるところにより算定した額に 1.98 を乗じて得た額とする。